

**呉市発注工事における主任技術者等の適正配置
及び兼務に関する確認方法の改定について**

建設工事の適正な施工を確保するため、建設業法に基づく主任技術者、監理技術者並びに現場代理人（以下「主任技術者等」という。）の適正配置について、令和5年4月1日から「呉市発注工事における主任技術者等の適正配置について」のとおり取り扱います。

これに伴い、主任技術者等の兼務に関する確認方法及び様式を改定します。

詳しくは、技術監理室のページよりご覧ください。

*** 下記アドレスをクリック ***

↓↓↓

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/105/kenmukakunin.html>